

府 政 防 第 7 0 0 号  
平 成 2 8 年 6 月 1 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

### 災害弔慰金等の支給の取扱いについて

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく「生計を主として維持していた場合」については「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 50 年 1 月 29 日社施第 17 号厚生省社会局長通知（改正災害救助法等の施行及び災害救助法等に基づく事務の厚生労働省から内閣府への移管について（平成 25 年 10 月 1 日府政防第 937 号内閣府事務次官通知）により厚生省社会局長通知を内閣府政策統括官（防災担当）通知に読み替える。））により、災害による死亡者の死亡当時における遺族の恒常的な収入が、控除対象配偶者に係る所得制限を受ける程度以下とされている。

今般、この取扱いについて、各世帯における就労状況の変化や社会情勢の移り変わり等を踏まえ、「生計を主として維持していた場合」の取扱いを下記のとおり変更することとしたので、各都道府県におかれても、御了知の上、貴管内市町村に対して、この内容について周知徹底を図り、その円滑な実施について遺漏なきを期されるようお願いしたい。

なお、本通知は、平成 28 年 4 月 14 日以後に生じた災害に関して適用されることとする。

本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

### 1 「生計を主として維持していた場合」について

世帯の生活実態等を考慮し、収入額の比較を行うなどにより市町村において状況を確認し、死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合か、その他の場合かを判断する。

### 2 「恒常的な収入」について

従前どおり、一定期間継続的に収入がある場合をいい、一時的な所得は含まないこととする。

### 3 災害障害見舞金について

上記1の取扱いを準用することとする。